

別紙 1 (手数料)

全地区共通

種類	適用		金額	備考
給水工事申請手数料	工事金	30,000 円未満	500 円	※100 円未満の 端数を生じた場 合は、これを切り 捨てた額
		30,000 円以上 50,000 未満	700 円	
		50,000 円以上 100,000 未満	1,000 円	
		100,000 円以上 150,000 未満	1,500 円	
		150,000 円以上 200,000 未満	2,000 円	
		200,000 円以上	給水装置工事金の1%に相当する額※	
新設手数料	新たに量水器を出庫する場合		500 円	1 個につき
占用手数料 (国県道等)	国道、県道、その他市管理以外の 物件の占用を要する場合		500 円	